

産業廃棄物処理業許可申請にご来庁の方へ

新型コロナ特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、産業廃棄物指導課では以下の対応を行います。

- 一部予約制の実施（来庁順の随時受付も合わせて行います）
- 更新許可申請の郵送受付の実施
（電話・FAX等で事前審査を進め、その後手数料納付が必要です）

許可申請に当たりましては、以下の点にご留意の上、ご協力をお願いします。

- 新規申請は、特にお急ぎでない場合、当面お控えください
- 審査の関係上、許可証をお渡しするまで、標準処理期間（60日）を超える日数を要する場合があります
- 変更届については、従来通り、郵送を原則としてください

また、窓口対応につきましては、以下の点にご留意願います。

- 窓口が混み合う場合は、席の間隔をあけてお待ちください
- できるだけ短時間で受付事務がすむよう、スムーズな申請にご協力ください
- 担当職員は「マスク着用」「卓上の消毒」を励行しています
（ご来庁者におかれましても、マスクをお持ちの場合、着用にご協力ください）

詳しくは、担当職員にお問い合わせください。

いずれも、申請受付を継続していくために必要な措置になります。何とぞご理解ご協力よろしくをお願いします。



©2014 大阪府もずやん

令和2年4月
大阪府環境農林水産部
循環型社会推進室産業廃棄物指導課

問い合わせ先：産業廃棄物指導課 処理業指導グループ

TEL：06-6210-9564